

## 中播磨多言語パンフレット作成業務仕様書

1 業務の名称 中播磨多言語パンフレット作成業務

### 2 業務概要

2025年の大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭などのインバウンド対応として、姫路城を訪れる外国人観光客が手に取り、読んで、実際に行きたくなるようなデザインの、中播磨管内の観光施設とアクセスを紹介した観光パンフレットを作成（翻訳含む）及び印刷するとともに、ウェブサイト公開用電子データを作成する。

3 契約期間 契約締結日～令和7年3月19日（水）まで

4 委託上限額 金3,899,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 業務内容

(1)「姫路・神崎マップ（仮称）」の作成・翻訳および印刷

ア 規格等（紙質、部数、ページ数は提案すること。）

(ア)言語：英語、繁体語、簡体語、フランス語、韓国語

(イ)部数比：英語：繁体語：簡体語：仏語：韓国語＝10：2：2：2：1

部数：（例）英 10,000部、繁・簡・仏 各2,000部、韓 1,000部

(ウ)サイズ：A5サイズ

(エ)ページ数：16ページ（中綴じ冊子）

イ 全体構成

- ・姫路城を訪れる外国人観光客に向けた旅ナカ用パンフレットとする
- ・各市町の観光施設の綺麗な画像を大きく使い、視覚的にアピールする
- ・施設画像、施設概要、姫路駅からのアクセス説明をメインとし、施設HPに繋がるQRコードを添付する。
- ・パンフを参考に施設に到着するよう姫路からのアクセスを分かりやすく紹介する

ウ 構成イメージ（以下をベースに各市町の施設やページ内容を提案すること）

P1（表紙）タイトル「姫路・神崎マップ（仮称）」

P2-7 姫路市（姫路城、書寫山圓教寺、日本玩具博物館、家島、播産館）

P8-9 福崎町（妖怪、辻川山公園、辻川観光交流センター）

P10-11 市川町（温泉・神社）

P12-13 神河町（砥峰高原、屋形の街並み（+銀馬車））

P14-15 お土産、レンタサイクル等の交通情報ほか

P16（裏表紙）中播磨の地図

## エ 留意点

- (ア) はじめに日本語で原稿を作成した後、翻訳する。
- (イ) 紙面の構成に必要な写真、イラスト等は、受託者において入手すること。  
ただし、季節等の関係で入手不可能な写真等については、協議の上、委託者が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。
- (ウ) 委託者の指示に基づき、翻訳前の原稿で校正作業（原稿校正は最低3回、色校正は最低1回）を実施すること。  
また、翻訳後においても **DTP** 編集及び校正作業を行うこと。

## (2) 電子データの作成

以下とおりに作成し、電子媒体（CD-ROMもしくはUSBメモリ）で納品すること。

※翻訳前（日本語版）のデータを含む。

### ア 低解像度PDFファイル（銀馬車HP・資料等掲載用）

ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること

※見開き・単一ページの両方を作成すること。

### イ 高解像度PDFファイル

画像解像度300dpi以上のできるだけ高解像度であること

※見開き・単一ページの両方を作成すること。

### ウ レイアウトデータ

Adobe Illustrator（他印刷会社にデータを渡して問題なく印刷ができる形式）で作成した、再編集可能なレイアウトデータを納品すること。

### エ 中間生成物データ

画像（写真を含む）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む）

## (3) 作成業務全般の管理

- ア 受託者において、専門の編集員による原稿の読み込みや表記の統一を図るための内容の確認を行った後に、委託者による原稿内容の確認及び校正を受けること。
- イ 受託者は、委託者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。
- ウ Google翻訳等のアプリケーションのみを使用した翻訳は不可とし、全てのページをネイティブチェックすること。

## (4) その他追加提案

委託料の範囲内で独自に推薦できる提案等があれば、積極的に提案すること。

## 6 納品物、場所及び納期

### (1) 納品物

ア 印刷物 一式

中播磨観光パンフレット(英語版、簡体語版、繁体語版、フランス語版、韓国語版)

イ 電子データ (CD-ROMもしくはUSBメモリ) 一式

※日本語版、英語版、簡体語版、繁体語版、フランス語版、韓国語版データすべてを一式に含める

### (2) 納品場所

〒670-0947 姫路市北条1-98

兵庫県中播磨県民センター県民躍動室 県民課 産業観光担当

(その他、広報に有効な納品場所があれば提案すること。)

※中播磨管内の観光案内所を除く

### (3) 納期 令和7年3月19日(水)

## 7 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

## 8 業務実施上の留意点

### (1) 契約の締結

ア 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ また、本業務の目的達成のため、委託者の指示により、仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

### (2) 業務の履行に関する措置

業務の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、業務の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

### (3) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (5) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。また、本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受託者側で一切の責任を負うこと。

### (6) 著作権・肖像権等

- ア 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵害しないようにすること。
- イ 完成したパンフレット、中間生成物等（以下「成果品」という。）についての所有権並びに著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び法第28条を含む）は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属するものとし、受託者及び受託者から依頼を受けて中間生成物を作成した者は、本業務に係る事項に関して法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- ウ 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。

### (7) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

### (8) 成果品の利用（二次利用）

委託者は本業務の成果品等を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

### (9) その他

- ア 受託者は、本業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについて、委託者と協議の上、誠意をもって処理すること。
- イ 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。